年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1	今回	のね	~ #	4. 生	の概要	ī
Ι.		מאנט	つぜん	ハマ	: U) NUT - S	÷

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月27日から同年6月1日まで 昭和42年4月1日にA社へ入社して、2か月間のB支店での研修を終え、 同年6月1日付けで同社C支店への赴任辞令を受けて同日着任した。しかし、 申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落しているので、当該期間を厚生年金 保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び同社担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和42年6月1日に同社B支店(厚生年金保険の適用事業所名はA社)から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 42 年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及 び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 1233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月20日まで 年金記録では、A社B工場において厚生年金保険に加入していた期間の脱 退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を受け取った記 憶が無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和21年1月7日に支給決定されているところ、当時、厚生年金保険被保険者期間が6か月以上3年未満の者が戦争終結による事業所の廃止、休止又は縮小により被保険者資格を喪失したときに、脱退手当金(いわゆる短期脱退手当金)を支給することとされており、申立人の被保険者期間や退職理由は、これらの要件に合致することから、当該支給決定に不自然さは見られない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、 脱退手当金を支給した旨の記録が確認できるとともに、支給額に計算上の誤り は無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。